

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（126）」
2. 日時：平成29年4月21日 10時00分～12時15分
3. 場所：原子力規制庁 7階耐震会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、津金管理官補佐、近田安全審査官、
皆川安全審査官、義崎原子力保安検査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当））

他13名

東北電力株式会社：東通原子力発電所 発電管理課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力運営）担当

電源開発株式会社：原子力調査室 技術基盤タスク 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 運営グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力発電運営チーム主任

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、『「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち、「2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」について、説明があった。原子力規制庁から以下の点等について指摘を行った。

- 「軍事施設からのミサイル」の扱いについて、要否含め再検討すること。
- L O C Aにおける破断規模の定義について、P R A（確率論的リスク評価）との整合を確認するとともに整理すること。
- 大規模損壊発生時における対応手段の優先順位の考え方、プラント状態確認において、確認すべき項目の優先順位の考え方について説明すること。
- 大規模損壊時の対応における優先順位の基本的な考え方を人命救助等含み説明すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について